

日本科学者会議
京都支部ニュース 5月号 No.447
2021年5月11日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町95-3 延寿堂南館3階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八(読み ヨンヨンハチ) 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

・・・・・・・・ 目 次 ・・・・・・・・

- ◆ 京都支部第55回定期大会変更のご案内2
- 京都支部定期大会記念講演「3.11からの10年、これからの100年」(富田道男)2
- 『日本の科学者』読書会4月例会(4/22)の報告
3月号特集「今、井尻正二に学ぶ」8
- 「5・3憲法集会in京都」の報告10
- 寄稿：SDGsと持続可能な未来(左近拓男)11
- ◆ 5～6月の支部関連行事の案内12
 - ・『日本の科学者』読書会(ZOOM)(5/20)(4月号特集「社会福祉現場での職員の働き方」)
 - ・反核ネット(ハイブリッド)(5/27)
 - ・福島甲状腺がんの真相を明らかにする会・検証委員会(ZOOM)(5/28)
 - ・福島甲状腺がんの真相を明らかにする会・総会と学習会(6/6)
- ◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより13

＜今年度会費の早期納入願い＞

今年度会費の納入率は、4月末現在215名中104名で48%(一般会員では51%)となっていて、まずは順調です。引き続き早期納入にご協力願います。今月は振込用紙を同封していませんので、4月号に同封した振込用紙で納入願います。(支部財政担当幹事)

京都支部第 55 回定期大会変更のご案内

先に、以下のような京都支部第 55 回定期大会開催のご案内を致しました。

日時：5月23日（日）13：00～16：30

会場：キャンパスプラザ京都6階 龍谷大学サテライト教室
ZOOM（オンライン）とのハイブリッド開催

しかしながら、新型コロナウイルス流行が収まらず、支部幹事会では会場での開催は困難と判断しました。

大会開催日時などに変更はありませんが、ハイブリッド開催を取りやめ、ZOOM のみの開催とすることにしました。

議事次第には変更ありません。

13：00～13：40 記念講演

富田道男「3・11からの10年、これからの100年」

13：40～16：30 大会議事

第 55 回支部定期大会 記念講演

3.11 からの 10 年，これからの 100 年 富田 道男

I 3.11 から 10 年の現状

世界でも例のない福島第一原発の過酷事故は、それまでの「原発安全神話」を打ち砕き、原発の危険性を白日の下に晒した。そして 2021 年の調査¹⁾では、原発不要が国民の 6 割を超える多数意見となっている。

事故から 10 年の節目を迎え、福島の様子はどうか変化したのだろうか。特徴的な二つの事案について以下にその概要を記す。

(1) 事故による環境汚染・住民の被害

(ア) 事故後 10 年経過しても、原子力災害対策特別措置法第 15 条による「原子力緊急事態宣言」は解除できないのが現状である。環境省や自治体の除染作業により、居住制限区域や避難指示解除準備区域で「人が住める」状態に回復したところもあるが、浪江町、双葉町、大熊町の大部分は未だに人が住めない帰還困難区域のままである。「人が住める」と言っても、解除基準が年積算被ばく線量 20 mSv 以下という平常時の職業被ばく量の基準に相当する被ばく量を適用しており、その値は公衆に対する国際基準「年 1 mSv」の 20 倍である。事故後、ICRP 勧告に沿った平常時の線量限度に関する 2007 年の規定適用を止めて、ICRP の原発事故等の非常事態における線量限度²⁾、20 ～100 mSv/年を採用して

いる。「原子力緊急事態宣言」下の現在、平常時の規定は適用できない状態である。

また、汚染土壌の表層 5cm を削り取ったものやその他の汚染物を詰めた多数のフレコンバッグが現地の仮置き場に残されたままである。環境省の除染情報³⁾によると、2021年2月時点で295か所の仮置き場が福島県内に残されている。

(イ) 原発事故による県外への避難者は、復興庁によると2021年3月10日現在、28,372人となっている。

(2) 事故炉の処理

福島事故の前は、運転を終了した炉の解体処理を「廃炉」と呼んでいたが、事故後はこれを「廃止措置」と呼び、事故炉の処理を「廃炉」と呼んで区別している。

廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議（以下、閣僚等会議という）が2019年に改訂した東京電力（TEPCO）の「福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下、2019ロードマップという）によれば、高放射線量で作業者が原子炉に近寄れない箇所での作業は、ロボットを利用する計画が進められている。

事故後10年経過してようやくロボットによる作業が具体的になった。

(2-1) 燃料デブリ（以下、デブリという）の処理

前回の閣僚等会議（2017年9月）で決められたデブリ取り出し方針は、

- ① 取り出しを進める中で得られる情報・経験に基づき柔軟に対処する。ステップ・バイ・ステップのアプローチ
- ② 現場における他の工事等との調整を行い総合的な計画として進める
- ③ 格納容器底部には横から、圧力容器内部には上部からなど各号機ごとに複数工法を組み合わせる
- ④ 現時点では冠水工法は技術的難度が高いため実現性の高い気中工法に軸足を置いて取り組む
- ⑤ 格納容器底部に横からアクセスするデブリ取り出しの先行である。

上記方針の下で、10年経過してようやくロボットがデブリに触れることができるようになった。

この方針を引き継いだ2019ロードマップでは、2号機から作業を始めて、デブリを少しずつ取り出し、デブリの加工も考慮に入れながら進め、取り出したデブリは容器に収納の上、福島第一原発の施設内に整備する保管施設において乾式保管を行う予定としている。いずれにしても手探り状態で取り出しに関わる技術の開発・研究を進めながらの困難な作業である。

取り出したデブリの処理・処分方法は、デブリの性状の分析を基に2019ロードマップの第3期すなわち、2号機のデブリ取り出し開始から廃炉作業終了までの期間に決定している。目標は取り出し開始から30～40年後としている。デブリの取り出し片を収納する容器、保管する施設が整っていなければならないことを勘案すると、2019ロードマ

ップで予定されているデブリ取り出しの開始は、2021年より大幅に遅れると想定される。それに伴い廃炉終了時期も遅れて、2050年以降になると想定される。手探り状態での廃炉作業であり、終了時期の目標は、単なる希望的予測に過ぎないと言えるであろう。

(2-2) 汚染水処理

デブリの冷却に使用した汚染水は、多核種除去装置（ALPS）を使用して放射性核種を取り除いたのち、流入地下水・雨水分（～150m³/日）を貯蔵タンクに貯蔵している。その貯蔵タンクが1000基を超え、貯蔵量は125万m³を超えて、2022年末にはタンク増設の余地がなくなると東電は主張している⁴⁾。

これを受けて政府は、「ALPS 処理水」を「トリチウム以外の核種について、環境放出の際の規制基準を満たす水」と定義し、第5回閣僚等会議（2021年4月13日）を「廃炉・汚染水・処理水関係閣僚等会議」と名称変更して、貯蔵している汚染水を、2年後を目途にして海洋放出することを決めた。

この決定は、全漁連や福島漁連など各方面の反対意見を無視するものである。さらに、上記の閣僚等会議の了承した2019ロードマップの基本原則の一つ「・・・、地域及び国民の皆様の御理解をいただきながら進めていく」にも反するものであり、「約束不履行」との政府に対する非難は免れられない。

ALPSで処理したタンク中の処理水の7割には、トリチウムを含め数種類の放射性核種が残っている⁵⁾。これらの核種をALPSで環境基準値以下に再処理したのち、希釈して海洋放出する方針としている。

一般の原発から放出されている「ALPS 処理水」は、燃料に直接接触したことがない水なので、デブリ冷却水に含まれるような超長半減期の放射性核種は含まれていない。自然には存在しないこれらの核種を再処理により完全に除去することは不可能である。「一般の原発で放出しているから、基準値以下に希釈すれば放出してよい」と言うごまかしは許されない。

東電が行う2019ロードマップの汚染水対策は、第1回閣僚等会議（2013年）で決定した汚染水問題に関する3つの基本方針、すなわち、

① 汚染源を取り除く、② 汚染源に水を近づけない、③ 汚染水を漏らさない、の下に対策を進めてきているとしているが、汚染水を増やさないために重要な方針は、② 汚染源に水を近づけない、に基づくものである。

汚染源に地下水を近づけないための対策として、サブドレインや陸側遮水壁等を設けて、建屋周辺の地下水を安定的に制御するとしている。また雨水浸透防止対策として敷地舗装に取り組み、2023年度内に1～4号機の陸側遮水壁内側の5割程度の敷地舗装を完了し、その後も残りのエリアの敷地舗装を進め、この取り組みにより、2020年内に汚染水発生量を150m³/日、2025年以内に100m³/日以下に抑制することを目指すとしている。しかし2021年になって減量したとの報告は見当たらない。

(3) 2019ロードマップ（工程）に対する批判

原子力市民委員会⁶⁾は、工程のデブリの処理と汚染水処理に関して概略下記のような対策を示している。

工程にあるデブリ取出しをせずに、建屋を囲む密閉した建造物を別途に設ける。デブリ冷却法を汚染水の生じる水冷から空冷に切り替えて、発熱量・放射能が減衰するまで、そのまま燃料「デブリ長期遮蔽管理」⁷⁾を行うというものである。要するに「現地保存方式」の提案である。デブリの取り出しには、その作業・運搬・保管において多様なリスクが想定される。これを回避する為に、工程に予定されている施設内保管をするのと同等の長期間にわたり保管する「長期遮蔽管理」方式がより安全性に優れているとの提案である。

汚染水対策でも、現在の小さなタンクではなく、石油貯蔵で実績のある大型タンクを施設内の資材置き場にしている場所に設置することや汚染水をモルタル固化して貯蔵する方式を採用して、汚染水の海洋放出を避けるべきであると提言している。

これらの提案は、手探りで進める 2019 ロードマップに比して、放射能と崩壊熱の低減するのを待つという自然法則に従う、より安全な方法として優れていると考えられる。

これからの廃炉工程が 2019 ロードマップでの見込み通りに、デブリの取り出しから 30～40 年で終わるかどうかは、希望的見込みに過ぎないというのが現状と言うべきであろう。

II 将来世代に「負の遺産を作る」これからの 100 年

国民多数が望む「原発のない日本の実現」、すなわち「原子力発電から撤退をする」（以下、脱原発という）ために何を為すべきかについて考えてみよう。

(1) 高レベル放射性廃棄物⁸⁾（以下、高レ廃棄物という）の最終処分

北海道の寿都町が「特定放射性廃棄物の処分に関する法律（以下、特廃法という）」に基づく「原子力発電環境整備機構（NUMO）」の提起している高レ廃棄物最終処分場募集に応募したことにより、全国的に高レ廃棄物の問題に関心が寄せられている。

高レ廃棄物は原子力発電から生じる半減期 10 万年以上の放射性物質を多量に含む高線量の「核のゴミ」である。この「核のゴミ」処分のために 2000 年に特廃法が制定され、これにより高レ廃棄物は、300 m より深い地層に埋設することが決められている。日本の商業用発電炉の営業運転が 1970 年から始まっているが、特廃法制定は運転開始より 30 年も遅い。我々が直面する最終処分問題は、必ず発生する「核のゴミ」の最終処分方法決定を先送りにしたまま原発建設を進めた日本のエネルギー政策に起因する困難である。

日本には英仏に委託して行った再処理により、大量の高レ廃棄物が、ガラス固化体として日本原燃六ヶ所村の高レ廃棄物貯蔵管理センター（中間貯蔵施設）に既に存在している。この「核のゴミ」を増やさないためには、再処理を行わず、何よりも再処理の材料となる使用済み核燃料の生産を停止、すなわち全ての原発の運転を停止することが必要である。

「核のゴミ」は、100 年はおろか 1000 年単位の年月にわたり、日本列島のどこかで何世代にもわたり存在する負の遺産である。その処分方法は国民的合意の下に行われなければならないであろう。合意形成のための議論は、原発の運転を止めて高レ廃棄物の生産を終

了させ総量確定ができてからでなければ始められない性格の事案である。

超長期の半減期を有する大量の「核のゴミ」を深地層に埋設する処分方法は、日本には不適切である。地球規模でみても日本は、太平洋プレート・ユーラシアプレートなど4つのプレート境界に立地している地震大国と言われる島国であり、しかも山地と火山地域が国土の大部分を占めている⁹⁾。また日本は、将来にわたり安全の保障ができる深地層に関する科学的知見を有していない。従って特廃法第2条第2項の趣旨に適合する埋設処分の可能な場所は、日本には存在しないというのが実態であろう。このような事情の下で我々にできることは、埋設処分ではなく、取り出し可能な処分法を採用して、将来の世代にも「核のゴミ」の状況を知る権利を保障し、負の遺産として継承してもらう以外に彼らの安全を保障する方法はないと考えられる。

高レベル廃棄物を深地層埋設処分とする根拠は、人間社会からの隔離と後世にその管理責任を負わせないことに在ると言われている。しかし、この処分方法は、自国内で核実験ができて人里離れた広大な砂漠地帯を持つ国または地震のない国でのみ可能な処分方法である。狭い国土と地殻変動すなわち地震の大国日本には、埋設ではなく、状態把握のできる取り出し可能な状態での保管が合理的な処分法であろう。

(2) 日本の全原発の運転を停止して解体すること

全原発の運転を停止する為にまず実現すべきは、世論調査で6割を占める原発不要意見を背景にして、脱原発をエネルギー政策とする政府を実現させることである。その政府の下で、原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟（原自連）¹⁰⁾が2018年に衆議院に提出した原発ゼロ基本法案を審議・成立させることである。この法案は、法成立後5年以内に全ての原発の運転を停止させ、自然エネルギーの普及に力を注ぎまた消費電力を年10%の割合で削減する等としている。

全原発の運転を停止した後、原発施設を解体する。1機の解体作業には約30年を要するとされている。また解体のためには、原子炉から燃料を取り出し移動しなければならないので、施設内に燃料貯蔵施設を別途新設して核燃料を使用済み核燃料と共に貯蔵しておく。すなわち原発解体後も核燃料・使用済み核燃料は各原発施設に貯蔵しておくという提案である。

使用済み核燃料は、上記の高レベル廃棄物の元となるものであり、その最終処分は、国民的合意が得られるまで、安全に配慮して、原発のあった場所に保管しておくことが適切である。

(3) 再処理施設の解体処分

原発を運転しないので、燃料は不要となる。従ってMOX燃料を製造する必要がないので核燃料製造施設を含む再処理施設は、不要となり、解体する。再処理技術は、日米原子力協定（以下、協定という）において「公衆が入手することができない資料」の一つに指定されており、使用しない再処理施設は解体しなければならない。

(4) 協定を終了させる

現在の協定は、1988年に改訂された新規の条約であり、締結から30年経過した最初の有効期限2018年に自動延長されたものである。協定の下では、核燃料、プルトニウムなどの核物質や再処理施設が日本にある限り、最初の有効期間30年が過ぎても協定を実質的に終了させることができない仕組みになっている。核不拡散条約締約国である日本は、協定の下では核物質の出納管理と国際原子力委員会（IAEA）の査察受け入れが義務付けられている。

原発から撤退する日本は、不要となったプルトニウムやその原料となる使用済み核燃料を核保有国へ移動させ、日本から撤去することが核不拡散条約締約国としての責務であると考えられる。経費を要するとしても移動は行われなければならない。

プルトニウムなど核物質と再処理工場がなくなった時点で、核兵器製造と核拡散の可能性が消滅するので、現行の協定を終了させることができる。

資料等

- 1) テレビ朝日（2021年2月13, 14日）<https://www.tv-asahi.co.jp/hst/poll/202102/>
- 2) 国際放射線防護委員会（ICRP）は、原子力発電所事故に伴う住民避難目安の放射線被ばく線量に関して、年20mSv～100mSvの範囲で、各国政府が状況に応じて適切に設定することを提唱している。日本政府は、福島第一原発事故に伴う緊急時被ばく状況において、次の3つの避難区域を指定し、住民に対し避難指示を行った。
帰還困難区域：放射線の年間積算線量が50 mSvを超え、5年間を経過しても年間積算線量が20 mSvを下回らないおそれのある地域
居住制限区域：放射線の年間積算線量が20 mSvを超えるおそれがあり、引き続き避難の継続を求める地域
避難指示解除準備区域：放射線の年間積算線量が20 mSv以下となることが確実であると確認された地域
- 3) 「データで見る福島再生」
http://josen.env.go.jp/plaza/info/data/pdf/data_2104_03.pdf
- 4) 東電 <https://www.tepco.co.jp/decommission/progress/watertreatment/>
- 5) ALPS 処理水について（経済産業省 2020年7月）
<https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/osensuitaisaku/pdf/2020/20200701a1.pdf>
- 6) 原子力市民委員会 <http://www.ccnejapan.com/>
- 7) 「長期遮蔽管理」 http://www.ccnejapan.com/CCNE_specialreport8.pdf
- 8) 特廃法の定義する第一種特定放射性廃棄物のことで、ガラス固化体として日本原燃六ヶ所村の中間貯蔵施設に貯蔵されている。
- 9) 理科年表2021（丸善出版、2020）pp834-835
- 10) 原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟 <http://genjiren.com/>
上記資料の全てのURLは、2021年5月3日に確認した。

『日本の科学者』読書会 4 月例会 (4/22) の報告 2021 年 3 月号 特集：「今、井尻正二に学ぶ」

標記例会が 4 月 22 日 (木) 15 時 30 分より 17 時 30 分まで ZOOM を用いて行われた。参加者 11 名。特集より 3 篇の論文が取り上げられた。

齋藤尚人・金井克明・小林忠夫「地学団体研究会と井尻正二」(報告 鈴木博之)

地団研の科学運動：地団研は 1947 年創立の地学系の学術団体で、名称の通りに、「団体研究」を強力に推進し、「国民のための科学」を「創造・普及・条件づくり」の三位一体の科学運動で展開し、国土の隅々まで研究対象とする「僻地方針」をかかげ、「編隊を組ん」で「ともに学ぶ喜び」を共に分かち、「否定的精神」で自己批判・相互批判を重ねてきた。また、「地質学の総合化と近代化」を掲げ、「学会・教室の民主化」を強力に推進し、「科研費の民主的配分」で大きな成果を上げて、一時期の地質学会を支配する勢力となった。創立以来、井尻正二の果たした役割は偉大なもので、井尻は地団研のカリスマ的存在であった。

特に哲学(唯物弁証法)を優先させ、政治的には反米思想、日米科学反対で、それがプレートテクトニクス批判に及んだ。これらの運動の成果は、日本列島の構造発達史に関する多数の著作や、多彩な科学運動に関する出版物としてまとめられている。

地団研の今後の展望：後半は有志の勉強会として、地団研を巡る客観的条件と主体的条件を分析し、創立時とは異なる今後の展望が考えられている。

客観的条件：戦前は天皇制軍部、戦後はアメリカに従属してきたため、政策決定過程は、アメリカ政府、財界、官僚だよりにならざるを得なかった。国民はこうした政治体制の一番下の位置に置かれたために、「かつてに動いたら損をする」「言われたらやる」という国民性が形成され、国民が下からの運動を作り上げるうえで大きな障害となっている。

地団研の現状(主体的条件)：井尻によれば、創立時の会員はいわば貧農状態であったが、現在は中農と富農志向者の集団に変わってきて、目標もなく闘争心も弱く、小市民的根性や大学教授や地方名士で満足しているとされる。そのような者が資本家側ではなく労働者側に立つには理論の学習が必須で、労働者との協同が必要と説く。

今後の展望：この際、創立時の精神に立ち返り、団研活動や三位一体の活動を活発にすること、団研の活性化と新たな組織化が必要、理論の勉強と会員の協力体制の強化、たえず否定的精神をもち自己批判・相互批判をしながら、地質学と地学教育の発展のために取り組むことが必要とされる。

感想：地団研の科学運動論が要領よくまとめられているが、地団研の現在の停滞を招いたプレート論への対応のまずさ・まちがいのついて、特集のどこにも一言の言及もないのは全く納得がゆかない。

後藤仁敏「井尻正二の生涯と業績」(報告 紺谷吉弘)

後藤仁敏氏は古生物学研究者として井尻正二氏の薫陶を受けた方であり、古生物学者としての側面から井尻正二氏を論じている。しかし井尻正二氏は地質学分野において、湊正雄氏とともに重要な著作を残し大きな影響をのこした。私も井尻氏の著作から多くを学び尊敬もするが、地質学分野においてある面で否定的な役割を演じたことについて、まったく触れずにいることはできない。

1 否定的精神と生き立ち

「政治家を目指した父や家庭教師の影響で中学のころからマルクス主義の文献を読む」と紹介されている。幼少期～少年時代の社会的状況から大きな影響を受けたと考える。

1919年 3.1 万歳事件

1925年 京都学連事件・小樽高商事件 (3.1 万歳事件を意識した軍事教練に対する反対運動)

1928年 3.15 事件(小樽での検挙者多数) (井尻 15 歳)

1929年 元山ゼネスト→ 小樽の港湾労働者, 札幌苗穂・追分の国鉄労働者が支援スト

2 地質学分野における否定的な役割

1970年代に東北大学で開催された日本地質学会で、井尻氏は「引退宣言」を行った。その中で「プレートテクトニクスは幼稚な学説である」「それに対して地向斜造山運動は弁証法的で、優れた学説である」との内容の講演をおこなった。井尻正二氏がこのような発言をおこなった背景には、湊正雄氏の南部北上における古生代後半の安倍族造山運動論、北海道の日高造山運動論がある。

原 陽一郎「井尻正二が斉藤公子の実践に与えたもの」(報告 清水民子)

斉藤公子 (1920 - 2009) は戦後の保育界で保育内容に新しい実践の方向を拓いた人である。彼女の実践の理論的基盤として井尻正二による「科学の方法論」と「生物進化の過程」の学習 (北埼玉保問研保育大学 1978) が大きな影響を与えた。

斉藤公子の保育実践の特徴として、(1)すべての「子どもたちに最善のものを」の理念により、さくら保育園・さくらんぼ保育園の創設に際しての国の基準を超える広大な園庭、保育者数の配置、上質な教材による保育、(2)乳児期早期 (産休明け、当時は生後 43 日～) からの保育 (1956 年～)、(3)障がいがある子どもの保育を挙げている。

井尻が斉藤の保育実践に与えた影響として、(1)井尻正二との出会いの著『ヒトの直系』などにより「人間の成長発達の本質を考える視野が広がった」こと、(2)リズムあそびの意味づけ、とくに乳児期の運動において両生類ハイハイ～高這いの発達を重視してあそびに取り入れたこと、(3)子どもの文化性の発達、とくに描画活動を重視したこと、文字学習など早期教育には抑制的であったことを指摘している。

井尻と斉藤から継承すべきこととして、(斉藤の井尻からの学びは)「保育者に保育を科学的に考え、発展させるための力をつけたかった」ことであり、井尻は「(斉藤一門の保育のやり方で) 日本の保育もやっとな科学的になったな…」と認めたとする。批判として、研修会・学習会

での保育者の受けとめが「教条主義に陥っていたのではないか」「(斉藤の) 模倣でしかないものが見受けられる」と述べている。

感想：本論文は斉藤公子の保育実践を的確に紹介し、それに対する井尻正二の影響をも的確に把握していると評価したい。ただ、乳幼児発達研究の立場から保育研究集団の活動にたずさわってきた一人としては、斉藤公子を信奉する人々の、保育実践交流の場における他論を寄せつけない態度にはとまどうことが多かった。保育の科学化には隣接する心理学・教育学分野からの寄与も大きかったのであり、井尻・斉藤にはそれらの分野へのリスペクトがなかったかと思われるのは残念である。

斉藤公子は日本の保育実践確立期（とくに保育所保育，1960年代～）におけるすぐれた実践者のひとりであり、実践者として保育を創造し、伝える力をもった人であった。リズム運動・歌唱・描画という実技（演示）で見（魅）せることによってわかりやすく実践者に伝える方法の影響力は大きかった。若い保育者たちが自分で考え出すよりも教わることを望み、保育界にはカリスマ的保育指導者が求められた1970～80年代だったと思う。斉藤が個人的影響力を發揮しながらも、北埼玉保育問題研究会をつうじて全国保育問題研究協議会（保問研）とのつながりのなかで「保育の質」を追究する保育研究運動を終生続けたことを喜びとしたい。

「5・3 憲法集会 in 京都」の報告

新型コロナウイルス感染流行第4波を迎え、緊急事態宣言がだされ、円山野外音楽堂が使用できず、オンライン集会となった。

菅首相によって学術会議会員の任命を拒否された立命館大学の松宮孝明教授が講演。任命拒否とコロナ禍対策の失敗は同じ問題、専門家の意見を軽視し、都合の悪いことは聞こうとしない菅首相の態度にある、と語った。続いて、憲法9条京都の会世話人の小笠原伸児弁護士が「菅政権下における改憲の動き」について話した。最後にあらましつぎのようなアピールが出された。

- ・この国は未曾有の危機に直面している。30年以上にわたる新自由主義政策によって、保健・医療態勢は極めて脆弱なものになった。憲法25条「健康に生きる権利」が保障されていない。
- ・菅首相は昨秋、日本学術会議推薦会員の任命を拒否した。法を無視した強権政治そのもの。
- ・改憲論議を進めようと憲法改正手続法の改定に躍起になり、連休明けにも強行するかもしれない。
- ・首相をトップとするデジタル庁があらゆるデジタル情報を一元的に管理・統制しようとしている。さらなる強権政治。
- ・昨年末にスタンドオフ・ミサイルと称して実質的に敵基地攻撃能力の保有へと歩みだした。

- ・4月16日の日米首脳会談の共同声明では、日米同盟を「インド太平洋地域、そして世界全体」のものと位置づけた。「安保関連法」のもと、米中間で軍事衝突が起こると、日本もその当事者になる。
- ・憲法9条を持つ日本は、軍事衝突を起こさせない役割を担うべきだ。
- ・4月25日の三つの国政選挙で自民党が敗れたのは、有権者の回答だ。
- ・数ヶ月内に必ず衆議院選挙が行われる。「このままの政治でよいのか」と問いかけるとともに、日本国憲法について学び直す運動を大々的に展開しよう。安倍・菅政権の改憲の根を断ち、まともな政治の実現に向け、全力をあげて奮闘しよう。

(宗川吉江)

寄稿： **SDGs と持続可能な未来**

左近拓男

今年の気候変動サミットにはアメリカが復帰した。バイデン大統領は温室効果ガスを2030年までに半減させること、中国も2060年にはCO₂排出の実質ゼロ化を目標にすることを表明した。イギリスは1990年比で約42%のCO₂削減をしながら経済成長は73%に達したと、環境対策と経済発展は両立することを強調した。日本も菅首相が、2030年において温室効果ガスを2013年比で46%削減を目指すことを表明した。日本では学生など若者が主催する「緊急！気候マーチ0422」が開催された。彼らは、NDC（国が決定する貢献）を62%以上にする、2030年までの石炭火力発電所と原子力発電所の全廃、再生可能エネルギーを中心とした社会構造への転換を求めている。声をあげている若者たちは1990年台半ば以降に生まれたZ世代と呼ばれている。彼らは繁栄を享受しながら気候変動などの弊害（ツケ）だけを残す大人たちに不信感と憤りを感じている。国連は気候変動対策や地球環境保護の目安ともなるSDGs（持続可能な開発目標）を掲げている。SDGsには貧困の克服、ジェンダー平等の実現など人類の

解決すべき17の目標が掲げられており、その目標に向けた各国も具体的な取り組みを明示し、実現に向けて最大限努力すべきである。環境活動家のグレタ・トゥンベリ氏も、権力者はこれらの目標を無視することなく責任を持って最大限に対応することを求めている。

5月2日（日）のTBSサンデーモーニングの最後のコーナー「風をよむ」では、「SDGsと持続可能な世界」というテーマであった。JT生命誌研究所の中村桂子氏は、「20世紀は科学・技術をもつて進む時代、その時に自分たち人間は自然の外にいて自然をコントロールできるという思いで（開発を）やってきた。だから事故が起きたときに想定外という言葉を使ってしまう。この20世紀の生き方をもう一度考え直さないといけない。次の世代に自信を持って渡すにはどうすればいいか考えなければならない。」毎日新聞論説委員の元村有希子氏は、「若い世代は、従来型の資本主義ってどうなのか？」と言っていると思う。少しでも多く作って少しでも消費させてあとは知らん顔。儲けは株主に還元し、お金持ちに売り上げが渡っていく。このようなや

り方が今後も持続可能とは思えない。CO₂(排出)を減らすことが終わりではない。ライフスタイルを変えることが必要である。我慢をせずに経済発展を実現すると各国の首脳は発言するが、本当にそれでいいのか？日本はCO₂を貯留するなど技術で環境問題を解決しようとしているけど、科学・技術の「技術」ばかり重要視されて科学が蔑ろにされていないか。科学は自然科学だけではなく、哲学、倫理、人文、歴史、法学、外交といったことであり、それぞれの足場から知恵を出し合うことが今求められていると思う。」

Colabo 代表の仁藤夢乃氏は、「3.11で原発事故を経験したのに、それから変わろうとしないで来てしまったのが今の現状。これから生きていく若い世代にとっては現在の諸問題は切実な問題で、自分ごととして声を挙げている。これらの原因はこれまで問題を放置して悪化させてきた大人たちにある。各国の目標は1990年からの削減目標であるが、日本は(原発停止で)2011年以降に火力発電が増えた2013年からの削減目標であるので、削減目標を大きく見せようとしている誤魔化しに、国際社会や市民は騙されないと。目の利益、経済を優先して若者の未来を無視するような政治や企業のあり方、一人一人の行動のあり方を変えていく必要がある。」

ジャーナリストの青木理氏は「強欲資本主義が限界に来たんだと思う。気候変動だけではなく、格差、グローバリズム、富の偏在もそれに起因している。新しい社会体制を模索する時期ではないか。社会的共通資本を唱えた宇沢弘文氏の後継者の方々を応援していくことが必要だと思う。」と締めている。

SDGsについては、私の理工学分野では、7の「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」と、9の「産業と技術革新の基盤をつくろう」が当てはまると思う。この2つの目標も、例えばクリーンエネルギーや革新的製品でがっばり儲けようというのではなく、1の「貧困をなくそう」や2の「飢餓をゼロに」の目標に近づくような革新でなければならないと思う。

社会的共通資本(宇沢弘文 著、岩波新書):ゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を安定的に維持する—このことを可能にする社会的装置が「社会的共通資本」である。その考え方や役割を、経済学史のなかの位置づけ、農業、都市、医療、教育といった具体的テーマに即して明示。混乱と混迷の現代を切り拓く展望を開いていく、著者の思索の結晶。(岩波書店書籍紹介から)

5～6月の支部関連行事の案内

(支部ニュース5月号発行～6月号発行まで)

1. 支部ニュース5月号発行作業

日時:5月11日(火)13:30～

場所:支部事務所

内容:支部ニュース5月号、「日本の科学者」6月号、第55回支部大会議案書Iの発送

2. 5月読書会(ZOOM)

日時：5月20日（木）15：30～17：30

内容：JJS2021年4月号

担当：平松論文（清水）／箕輪論文（近藤）／伊藤論文（宗川）

3. 第14回支部幹事会 (ZOOM)

日時：5月20日（木）18：00～20：00

4. 京都支部第55回定期大会(ZOOM)

日時：5月23日（日）13：00～16：30

5. 反核ネット (ハイブリッド)

日時：5月27日（木）10：30～

6. 福島甲状腺がんの真相を明らかにする会・検証委員会 (ZOOM)

日時：5月28日（金）19：00～

7. JSA全国大会

第1日 5月30日（日）9：40～16：00

第2日 6月13日（日）9：00～13：00

8. 2021年度第1回ワーキング会議 (ZOOM)

日時：6月4日（金）13：30～15：30

9. 福島甲状腺がんの真相を明らかにする会 総会と学習会

日時：2021年6月6日（日）13：30～17：00

総会：13：30～14：00

学習会：14：00～17：00

学習会テーマ：原発事故10年目の国連科学委員会（UNSCEAR）報告—甲状腺被ばくを隠すカラクリ

14：00～14：40 加藤聡子「後出しジャンケンで被ばくによる甲状腺がんを否定したUNSCEAR 2020 報告—線量評価の虚構」

14：50～15：30 大倉弘之「地域の汚染と甲状腺がん」

15：30～16：10 藤岡 毅「国連科学委員会成立の経緯と国際機関を悪用した日本政府の被ばく被害隠蔽」

16：15～16：50 討論

16：50～17：00 まとめ

◆◆◆◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより ◆◆◆◆

第12回幹事会（4月22日）ならびに第12回ワーキング会議&第13回幹事会（5月7日）の報告です。いずれもZOOM開催でした。

1. 会員の現況（5月3日現在）

一般会員 196, 特別会費会員 3, 家族割り特別会費会員 3, 若手会員 6,
若手特別会費会員 7（会員合計215）、読者 4

2. 会費納入状況（4月末日）

2021年度納入者：一般 99/196, 特別 1/3, 家族 3/3, 若手 0/6, 若手特別 1/7

2020年度納入者：一般 2名, 若手 1名, 若特 1名

2019年度納入者：一般 1名, 若手 1名

3. 会計報告 4月決算

4月収入合計 1,528,064 円

4月支出合計 252,138 円

4月分収支 1,275,926 円

前月繰越金 148,461 円

4月末残高 1,424,387 円

4. 第55回支部大会について

コロナ感染拡大により緊急事態宣言が出されたため、支部大会（5月23日（日）13:00～16:30）はZOOM（オンライン）のみの開催となりました。

5. JSA全国大会について

第1日：5月30日（日）9:40～16:00 第2日：6月13日（日）9:00～13:00

全国大会代議員候補ならびに傍聴者について検討した。また、大会決議案として新型コロナ決議案を京都支部から提出することにした。さらに、起草委員会のあり方について全国事務局長に申し入れを行うこととした。

6. 4月～5月の支部関連行事（支部ニュース4月号発行～5月号発行）

4月13日（火）支部ニュース4月号発行、「日本の科学者」5月号発送、第55回支部大会議案書 I, 大会出欠届け（委任状）はがきの発送

4月21日（水）反核ネット（ハイブリッド）

4月22日（木）京都支部読書会

4月22日（木）第12回京都支部幹事会（ZOOM）

4月23日（金）福島甲状腺がんの真相を明らかにする会・検証委員会（ZOOM）

5月3日（月）5・3 憲法集会 in 京都（ZOOM）

5月7日（金）第12回ワーキング会議&第13回幹事会（ZOOM）

5月9日（日）ZOOM講演会「コロナパンデミックと新自由主義・資本主義」

5月11日（火）支部ニュース5月号発行、「日本の科学者」6月号発送、第55回支部大会議案書 IIの発送

（文責・宗川）